

第 **6** 期

定時株主総会（継続会） 開催ご通知

日時

2024年7月24日(水曜日)

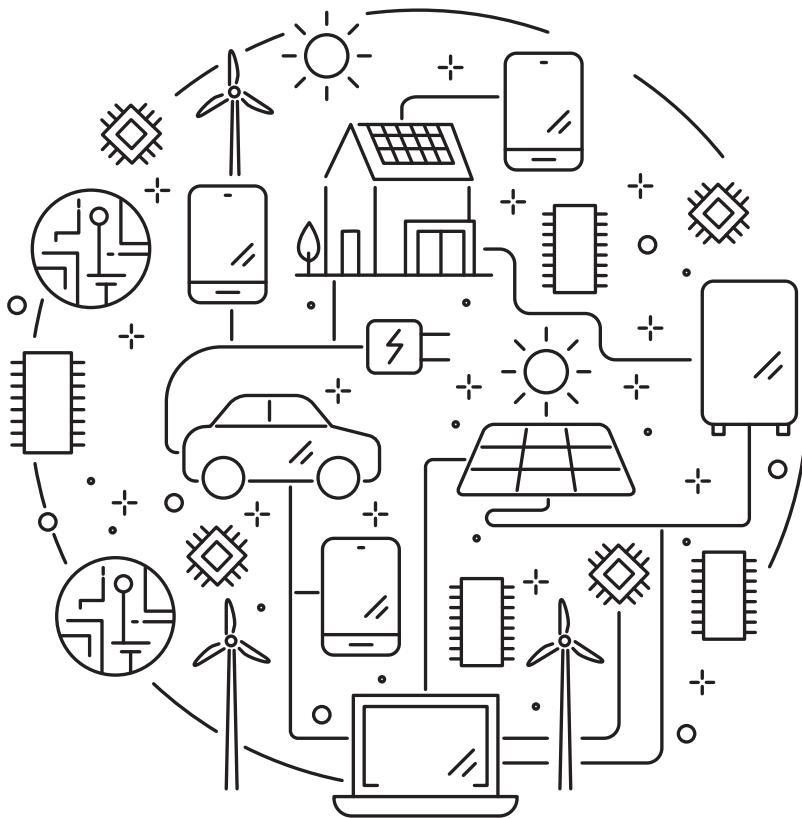
午前10時 ※受付開始:午前9時45分

場所

大阪府大阪市淀川区野中南2-1-5

大阪市淀川区民センター

(会場が6月27日に開催された株主総会(本総会)と異なっておりますので、末尾の株主総会(継続会)会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。)



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

第6期定時株主総会（継続会）を2024年7月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに開催のご通知をお届けいたします。

6月27日（木曜日）に開催しました株主総会（本総会）にて報告できなかった事業報告及び決算内容の説明を申し上げますのでご覧くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、当社グループでは、経営理念に掲げる「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し社会の豊かさに貢献」すべく、「お客様要求品質第一に徹する」ものづくり企業として、多面体に耀き多様に色柄織り成し疾走する傍楽仲間達一致して、お客様やお取引先様との信頼を積み重ねるため、引き続き、新常态の時代に資する独自の技術開発、商品開発を通じて連戦猛進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2024年7月

代表取締役社長CEO 兼 グループCEO

小野有理

証券コード 6699
(発送日) 2024年7月9日
(電子提供措置の開始日) 2024年7月2日

株 主 各 位

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
DCダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO兼グループCEO 小野 有理

第6期定時株主総会（継続会）開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会（継続会）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第6期定時株主総会（継続会）開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>

また、インターネット上の東証ウェブサイトにも掲載しております。

<東証上場会社情報サービス>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、【基本情報】〔縦覧書類/PR情報〕を選択のうえ、ご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月24日（水曜日）午前10時 ※ 受付開始：午前9時45分
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区野中南2-1-5
大阪市立淀川区民センター
（会場が6月27日に開催された株主総会（本総会）と異なっておりますので、末尾の株主総会（継続会）会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。）
3. 目的事項
<報告事項> 1. 第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
報告事項の取扱いについては4ページの「第6期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

4. 開催に当たっての決定事項

書面交付請求された株主様にご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。

「財産及び損益の状況」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「企業集団の主要拠点等」
「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「株式の状況」「新株予約権等の状況」
「その他新株予約権等に関する重要な事項」「社外役員に関する事項」
「責任限定契約等の内容の概要」「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
「株式会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」
「計算書類に係る会計監査人の監査報告」
「監査等委員会の監査報告」

当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。なお、お送りしている書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

電子提供措置にかかる取扱いについては、4ページの「第6期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日、当社では地球温暖化対策の一環として、軽装（エコスタイル）で対応させていただきます。株主様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本継続会のご出席につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、ご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本継続会におけるお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により本継続会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

第6期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2024年5月29日に適時開示しました「第6期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、第6期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）にかかる決算手続き等の完了に時間を要する状況となりました。

これにより当社は、2024年6月27日開催の第6期定時株主総会において報告事項「第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、併せて「第6期決算報告」といいます。）に関しまして、別に継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、ご報告することについて、株主様からのご承認をいただきました。

なお、2024年6月4日に適時開示しました「（開示事項の経過）第6期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり第6期にかかる決算手続きを完了したことで、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催通知をお送りするものです。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・ 全般的概況

先ず以て、元日の能登半島地震により、多くの人命、多くの人々の生活が損なわれました。地震、津波、火災の被害に遭われたすべての皆様に謹んで御見舞い申し上げますとともに、被災地及び交通機関等の一刻も早い復旧を願ってやみません。

なお、当社グループについては、地震発生直後からトップ主導において、迅速な傍楽仲間達並びに御仕入先様方々の安否確認、並びにサプライチェーンの被害状況の把握を実施したことにより、七草がゆをすすする前には、ものつくれずにならぬことをすべて確認できました。重ねてご報告申し上げます。

さて、当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における世界経済は、原材料高、物価高はまったくもって変わらずも、人々の往来は往時を想わせる回復、定着をみせ、変わらぬ円安の痛みとバランスするかのようなインバウンドが、少しずつではありますが、景気回復の兆しを感じさせています。

すでに「かつてない」ではなく、まるで同じく定着したかのような原材料高、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、膠着化も変わらず、イスラエル・ガザ戦争及びこれに端を発した中東問題（フーシ派による紅海問題含む）の広域化、米国大統領選の行く末への不安等による経済の不透明感により、見通しを立てることが難しいことに変わりはありません。なればこそ、地政学リスクの高まりを織り込み済みとし、変わらず引き続きグローバルサプライチェーンにおける綿密なコミュニケーションと精密な舵取りを執り行わねばならぬと確信します。我が社においては、世界中の拠点から得はじめている生々しい情報収集の精度を更に高め、最善を望みながらも最悪に備えて参ります。

国内経済におきましても、日経平均がバブル崩壊直前の最高値38,957円を上回る過去最高を記録し、3月19日には、マイナス金利政策解除のお達しが布告されたにも関わらず、引き続き変わらぬ円安の状況のなか、特に政治への不信、政局の不安定、政策不振がもたらしていると言っても過言ではない物価高が、真綿で首を締めるように消費者を苦しめ、一向に暮らし向きの改善が見られぬなかでも、回復したインバウンドがもたらすはずの景気回復が、ツーリストとそれに紐付いた土産物屋、飲食店だけを潤すのではなく、一消費者一消費者へ少しずつでもいい、還元されることを心から願ってやみません。

上記のような不安定な環境のなか、我が社は、第3四半期にもご報告申しあげました、一般財団法人省エネルギーセンター主催による令和五年度省エネ大賞において、ダブル蓄電ハイブリッドシステム「EIBS V」によって、東京電力様とともに「資源エネルギー庁長官賞」を受賞すること叶いました。暗く沈みがちな再生最終局面の暗い闇のなかで、私達傍楽仲間達みんなにとっての黎明となったこと、希望の道標となっていること再びご報告申しあげます。

また、進行期ではありますが「Project A=アンモニア燃焼技術」の試作品完成及びリリースを行いました、「This is the Innovation」であります。リリースと同時に日刊工業新聞様一面を飾ることも叶いました。我が社が7年かけて取り組んできた技術革新が我が社の新たなビジョンである「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」を必ずや実現させると、我が社の傍楽仲間達、そのお客様接点創造、金融機関様、All Diamonds企業様並びに御仕入先様方々皆様の全身全霊堅牢なる紐帯「炎のスクラム」のもとグローバルサプライチェーン再構築がなされたなかで、心密かに斗いの炎を燃やしています。

このような状況の下、当社グループは、2023年10月4日に「中長期経営計画〈炎のスクラム〉」を策定、発表しました。下記にその「〈炎のスクラム〉策定趣旨及び宣言」「〈炎のスクラム〉のあとがきにかえて」を再び記し、ここに我が社の弛まぬ意志と意欲を表し続けます。引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申しあげます。

〈炎のスクラム〉策定趣旨及び宣言

〈D S A 2021再点火反転攻勢版〉の炎を潰えさせぬまま、我が社は、過去に例無く他に類見ぬ上場企業二社同時再生+1、其之最終局面に直面しています。苦闘しています。間も無くのはずの夜明け、其之直前の闇を駆け抜けるに、息が上がり、足ももつれんばかりです。夜明け前の闇が最も暗い事は自明の理、或いは試合終了直前、逆転の許されぬ自陣スクラムが筆舌に尽くし難く苦しい事も言うを待たず、で有ります。されど、足掛け八年闘い抜いてきた「類い希なる強靱な意志と意欲」は更に烈しく炎立つ。再生端緒驚くほど鮮やかに天空に描いたように、此之夜明け前の闇を駆け抜けた時にこそ我が社と我が社の傍楽仲間達が未来に燦然と耀く、左様確信しています。ゆえに「Whatever it takes」、齒を食い縛り、刀を振り回し、一步でも一寸でも前に出る、連戦猛進しています。此処に、グローバルサプライチェーン崩壊の難局を斬り抜け、真の公器を目指し「サスティナブル＝持続可能」な成長を描く新たなビジョン〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉を掲げ、新中長期経営計画〈炎のスクラム〉を組上げます。

〈炎のスクラム〉のあとがきにかえて

此之新たな中長期経営計画〈炎のスクラム〉を、約一週間の北米出張からの帰国の途上、機上にて策定、執筆しています。文字通り機上の空論ですが机上の空論に非ず、必ずや遂行する所存です。

昨夏から海外渡航が可能に為り、既存御取引の継続御礼及び新規受注を企図してのお客様訪問が漸く叶いました。そして、待ちに待った社長総点検に由る傍楽仲間達との再会。改めて、人と人が共に在ることの大切さ、有難さが身心に深く沁み入ります。

逢えない時間を、我が社のていたらくも有り、きっと心を戸惑わせながらもWEBや電話やメールを駆使して一緒に乗り越えてくださったお客様、御仕入先様方々に衷心より感謝申しあげます。待ちに待っていた世界中の傍楽仲間達におおきに！であります。無論、惨禍の間隙を縫い慎重に丁寧に苦慮と配慮を幾重にも重ねても面談を実施して、此之困難之季を更に近い処で一緒に闘ってくださった金融機関様、All Diamonds企業様方々にも、今一度重ねて衷心より御礼申しあげます。誠に以て有難う御座います。旅の終わり、旅愁のなか、万感胸に迫る想いです。

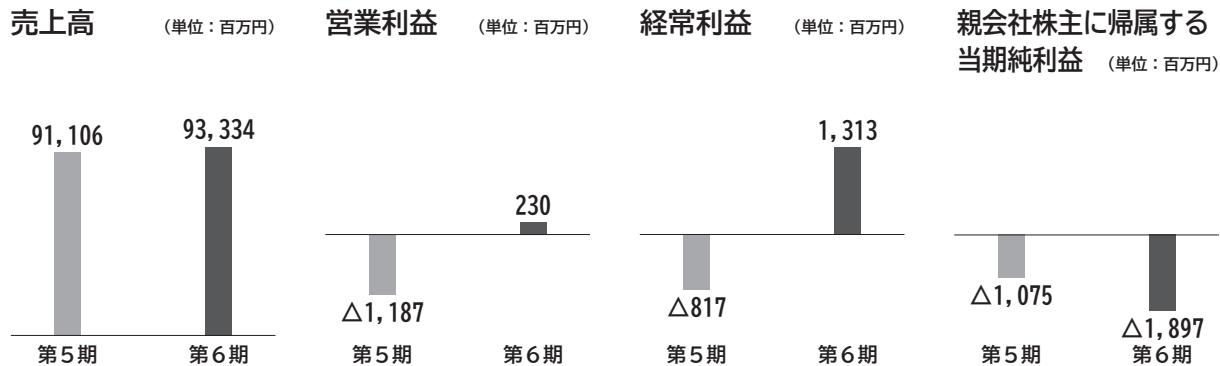
さて、2017年に投資を決断し、足掛け7年取り組んできた〈Project A=アンモニア燃焼技術〉は現在、更なる研究の深化と共に、既報の通り世界初の技術を具現化すべく、チャンピオン試作品を今年度末、2024年3月の完成を目指して我が社のむくつけきエンジニア達が鋭意作成中です。

また、既存の事業同様〈Project A=アンモニア燃焼技術〉をどまんなかにかぶった〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉新たな闘いに於いても、既に連携、御協力賜っております企業様や研究機関様に加えて、日本を手始めに、世界の各地で焰（ほむら）立つ堅牢な〈炎のスクラム〉を組みたい、左様に考えています。

いつの日か、世界中の公道を地球環境に資する我が社の技術を搭載した自動車が走る前に、田畑や海上で御役に立てないか、少しでも早く人々と地球の未来に役立てないか、此之、過去に例無く他に類見ぬ上場企業二社同時再生+1の完遂を足腰に、確かな収益構造を有した筋肉質の会社へと生まれ変わるのは勿論のこと、世界中の人々から在って佳かった、左様仰っていただける公器へと昇華すべく、少しずつ少しずつ漸進して参ります。

また、我が社が〈Project A〉に次いで進める〈Free as a Bird〉即ちマイクログリッドは、〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉大いなる試みであると同時に、日本に於ける「ものづくり」の力の源泉である地方の復活、其之底力を喚起する取り組みでもあります。今少し先にはなりますが、此之マイクログリッドを追求するという事は、其之町で雇用が生まれるということ。鳥取での雇用を取り戻すだけでなく、先ず以て我が社の工場が在る新潟三条、栃木大田原、秋田横手にて同様に産業創出延いては雇用創出に取り組み、此之国の地方の底力を呼び醒ましたい、斯様に考えています。極度の円安、物価高、そして何れの人口減を想えば、「夫れ大事を済すは必ず人を以て本と為す」、我が社の〈人々の再生物語〉が更に多くの人々の心温まり勇気湧く豊かな物語につながることを、衷心より願って止みません。今後も当グループは、中長期経営計画〈炎のスクラム〉に掲げた新ビジョン〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉に基づき、公器としてお客様の発展に寄与し社会の豊かさに貢献すべく、挙社一致で連戦猛進して参ります。

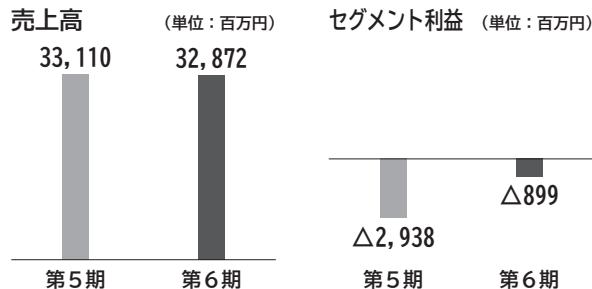
当連結会計年度の売上高は933億34百万円（前期比2.4%増）、営業利益は2億30百万円（前期は営業損失11億87百万円）、経常利益は13億13百万円（前期は経常損失8億17百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は18億97百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失10億75百万円）となりました。これは、主に原材料高騰影響の価格転嫁が進み、更に全社的な生産性改善により営業利益率が改善した一方、特別損失として製品補償引当金繰入額を計上したことによるものであります。



・事業別概況

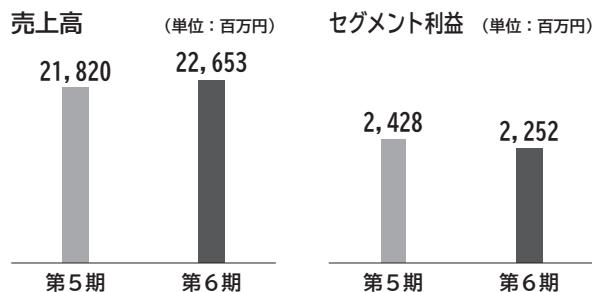
自動車機器事業

自動車機器事業は、半導体や材料調達難の解消によるサプライチェーンの回復は見られたものの、一部点火コイルにおける販売終息の影響を受け、売上高328億72百万円(前期比0.7%減)となりました。利益面では、従前より鋭意活動を進めて参りました原材料高騰の価格転嫁や電動車向け製品開発費の計上、ものづくりにおける生産性改善が進み、セグメント損失は8億99百万円（前期はセグメント損失29億38百万円）となりました。



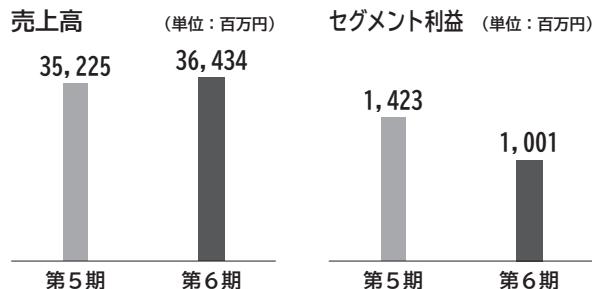
エネルギーソリューション事業

エネルギーソリューション事業は、蓄電ハイブリッドシステム（EIBS7）が世界的な半導体不足の継続により生産が停滞し、一部供給停止が継続したことでお客様からの信頼回復が遅滞しておりました。また、工事で使用するケーブルの不足などもあり、販売回復の途上となっています。然しながら、メインとなる半導体の入手改善により生産性が回復しており、徐々にではありますが、お客様からの信頼回復により売上高226億53百万円（前期比3.8%増）となりました。利益面では上記売上高増加の影響及び原材料高騰の価格転嫁が一部で進みましたが、セグメント利益は22億52百万円（前期比7.3%減）となりました。



電子機器事業

電子機器事業は、エアコン用リアクタなどの需要は、お客様における在庫調整の影響が続ぎ、低調に推移しましたが、半導体等の電子部品不足に改善が見られたことでグローバルでの制御基板の販売が増加し、売上高364億34百万円（前期比3.4%増）となりました。利益面においては一部製品の原材料等コスト上昇により、セグメント利益は10億1百万円（前期比29.7%減）となりました。



事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高 (百万円)	前期比増減 (%)	構成比 (%)
自動車機器（点火コイル他）	32,872	△0.7	35.2
エネルギーソリューション（パワーコンディショナ他）	22,653	3.8	24.3
電子機器（制御リレー他）	36,434	3.4	39.0
その他（プラスチック成型他）	1,373	44.5	1.5
合計	93,334	2.4	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産集約による生産性の合理化、調達部材の内製化対応のための設備投資を中心に行い、生産能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、45億円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国子会社の増産対応、タイ子会社の生産集約による増産対応のための工場の拡張及び生産設備取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、設備投資資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社商工組合中央金庫と7億円の金銭消費貸借契約、運転資金に充当するため株式会社三菱UFJ銀行と12億円のりボルピング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

④ 重要な企業再編等の状況

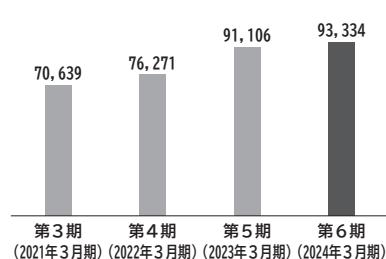
2023年6月9日付でメキシコダイヤゼブラ電機を設立したため連結の範囲に含めております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分		第3期	第4期	第5期	第6期
		(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	70,639	76,271	91,106	93,334
経常利益又は経常損失	(百万円)	2,470	1,268	△817	1,313
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失	(百万円)	95	1,287	△1,075	△1,897
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失	(円)	13.90	179.04	△139.52	△226.59
総資産	(百万円)	64,085	68,727	78,727	82,032
純資産	(百万円)	7,185	10,176	10,903	10,280
1株当たり純資産額	(円)	1,020.95	1,380.52	1,287.38	1,211.21

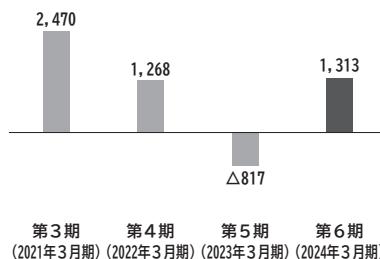
売上高

(単位：百万円)



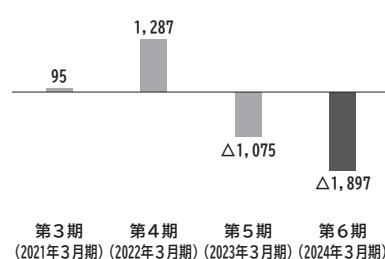
経常利益

(単位：百万円)



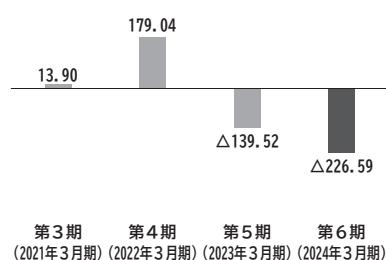
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



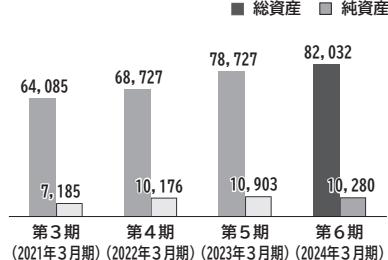
1株当たり当期純利益

(単位：円)



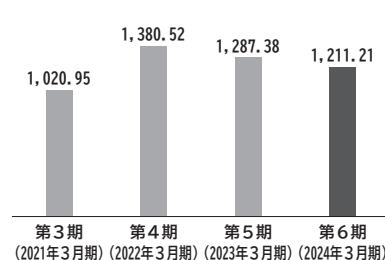
総資産／純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイヤゼブラ電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等及び電子機器用変成器、電源機器及び電子機器等の販売
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等の製造
ダイヤモンド電子株式会社	80百万円	86.3%	自動車用電装品及び電子機器の製造販売
ゼブラ電子株式会社	100百万円	100.0%	電子機器用電源機器の製造
ダイヤクラフト株式会社	10百万円	100.0%	金型製作及び射出成形品の製造販売
米国ダイヤモンド電機	30,450千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
ハンガリーダイヤモンド電機	2,300千ユーロ	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
中国ダイヤモンド電機（蘇州）	9,524千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）	600千米ドル	100.0%	点火コイル等及び電子機器の販売
インドダイヤモンド電機	611百万ルピー	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
タイダイヤモンド電機	222百万タイバーツ	99.9%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
韓国ダイヤモンド電機	700百万ウォン	100.0%	点火コイル等の販売
インドネシアダイヤモンド電機（販売）	1,200千米ドル	98.3%	点火コイル等の販売
インドネシアダイヤモンド電機（製造）	3,500千米ドル	98.6%	点火コイル等の製造販売
タイダイヤゼブラ電機	100百万タイバーツ	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
中国ダイヤゼブラ電機（上海）	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
ベトナムダイヤゼブラ電機	12,443千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
インドクラフト	17百万ルピー	100.0%	金型製作及び射出成形品の製造販売
タイクラフト	26百万タイバーツ	98.0%	金型製作及び射出成形品の製造販売
メキシコダイヤゼブラ電機	23百万メキシコペソ	99.9%	電子機器用変成器の製造販売

（注）当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

③ その他の重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	4,260百万ウォン	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
煙台東山電機有限公司	57,941千元	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造
江西碧彩ゼブラ電機有限公司	25,000千元	50.0%	電子機器用変成器の製造販売

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

④ その他

2023年6月9日付でメキシコダイヤゼブラ電機を設立したため連結の範囲に含めております。

なお、香港田淵電機有限公司は2023年8月18日付で清算終了し、Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.は2024年1月29日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

重点方針

世界的な脱炭素の流れを受け、当社のコア技術である電力変換技術へのニーズが大きく高まっております。急速な拡大に耐え得る強靱な「ものづくり」体制構築、延いてはお客様並びにお仕入先様とのサプライチェーン脱構築が喫緊の課題となっており、下記事項を重点方針として取り組んでおります。

- ① 品質保証更なる厚肉化、販売網構築
 - ・ 開発初期からのお客様要求品質追求、つくりやすさ、加えて、買やすさのつくりこみ継続、形式知化
 - ・ ES(エネルギーソリューション事業)取引販売商社様信頼関係強化及び共同販売戦線

- ② 社長総点検全拠点実施、不良撲滅
 - ・ 社長総点検を受けての【Factory Match】展開継続
 - ・ 次世代燃料点火燃焼技術開発【Project A】発表推進
 - ※Factory Match ⇒ 各製造拠点对抗の改善活動

- ③ グローバルサプライチェーン脱構築
 - ・ 堅固為る紐帯に依る【All Diamonds経済圏】構築
 - ・ 売上高2,000億円を駆け抜ける為の事業並びに地域を縦横無尽に網羅するサプライチェーン構想及び構築
 - ※All Diamonds ⇒ 当社持株会社の経営トップが参画する組織

- ④ ESG経営の強化

現社長により刷新された経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、加えて、ESG即ち、環境整備・地域共生・耀き疾走する働く仲間達を大切にする経営を通じて、持続的成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

(ご参考) 中長期経営計画の概要

(新) 中長期経営計画の内容につきましては、当社ウェブサイト
(https://www.diaelec-hd.co.jp/ir_news/) に掲載しております。
中長期経営計画【炎のスクラム】(https://www.diaelec-hd.co.jp/ir_news/17824/)

(ご参考) 当社グループにおけるサステナビリティ取り組みについて

当社は「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献し、耀き疾走する仲間達の物心両面の幸せを追求する」という経営理念のもと、エネルギーの利活用に長じた企業としてCO₂排出削減と災害に対するレジリエンス（回復力・復元力）向上に資する技術開発及び製造活動を推進しております。具体的には、自動車機器、エネルギーソリューション、電子機器の3つの事業体制を基に、「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」を基本方針として、電気・エネルギーに関わる先端技術を融合し、持続可能な社会に必要な製品・サービスを提供しており、4つの重要課題（マテリアリティ）を達成することを目指しております。

なお、これらの取り組みは、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に直接的、間接的に貢献いたします。

詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

[統合報告書2023]（2023年10月発行）

https://www.diaelec-hd.co.jp/ir_news/17785/

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループでは、以下の3つの事業を柱とした部品の製造及び販売とこれに付帯関連する事業を営んでおります。

- ① 自動車用点火コイル及び電装品の自動車機器事業
- ② パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどのエネルギーソリューション事業
- ③ 冷暖房用及び給湯用着火装置、トランス・リアクター等の電子デバイス、電子制御機器などの電子機器事業

(6) 企業集団の主要拠点等（2024年3月31日現在）

本社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

DZ-Lab. 大阪市淀川区田川二丁目8番7号

東京支社 東京都千代田区神田錦町三丁目18番3号

	会社名（事業所・工場名）	所在地
国	ダイヤゼブラ電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
内 拠 点	ダイヤモンド電機株式会社	鳥取県鳥取市
	ダイヤモンド電子株式会社	新潟県燕市
	ゼブラ電子株式会社	栃木県大田原市
	ダイヤクラフト株式会社	東京都西多摩郡瑞穂町

	会社名（事業所・工場名）	所在地
	米国ダイヤモンド電機	アメリカ合衆国
	ハンガリーダイヤモンド電機	ハンガリー
	ルクセンブルクダイヤモンド電機	ルクセンブルク大公国
海	中国ダイヤモンド電機（蘇州）	中華人民共和国
	中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）	中華人民共和国
外	インドダイヤモンド電機	インド
	タイダイヤモンド電機	タイ王国
	韓国ダイヤモンド電機	大韓民国
拠	インドネシアダイヤモンド電機（販売）	インドネシア共和国
	インドネシアダイヤモンド電機（製造）	インドネシア共和国
	ベトナムダイヤモンド電機	ベトナム社会主義共和国
	タイダイヤゼブラ電機	タイ王国
点	中国ダイヤゼブラ電機（上海）	中華人民共和国
	ベトナムダイヤゼブラ電機	ベトナム社会主義共和国
	インドクラフト	インド
	タイクラフト	タイ王国
	メキシコダイヤゼブラ電機	メキシコ

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車機器事業	1,062名（487名）	51名（86名）
エネルギーソリューション事業	280名（85名）	3名（▲41名）
電子機器事業	1,963名（268名）	▲337名（▲128名）
その他	254名（0名）	1名（－）
全社（共通）	192名（80名）	▲58名（11名）
合計	3,751名（920名）	▲340名（▲72名）

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	11,415百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,012百万円
株式会社りそな銀行	5,540百万円
株式会社商工組合中央金庫	3,030百万円
株式会社鳥取銀行	2,878百万円

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還額1,000百万円を含んでおります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

行使価額修正条項及び行使許可条項付第三者割当による新株予約権等の行使状況等

	第4回新株予約権 (行使価額修正条項及び 行使許可条項付)
割当日	2022年9月14日
発行新株予約権数	17,000個
行使期間	2022年9月15日から 2024年9月17日
行使許可期間	—
行使許可期間の交付株式数	0株
行使許可期間の権利行使に係る平均行使価格等	—
行使許可期間の権利行使に係る資金調達額	—
行使許可期間に行使された新株予約権の数 及び発行総数に対する行使比率	0個
2023年4月1日時点における未行使の 新株予約権の数	7,254個
2024年3月末日における未行使の 新株予約権の数	0個

※第4回新株予約権は、2023年9月18日開催の当社取締役会において、第4回新株予約権に係る発行要項第14項第(1)号の定めに基づき、2023年10月4日時点で残存する第4回新株予約権の全部を割当先から当社が取得・消却する旨の決議をし、2023年10月4日取得後直ちに消却を行いました。

① 取締役会

取締役会は、現在、監査等委員を含めた取締役8名(うち、社外取締役5名、取締役任期は1年、監査等委員である取締役任期は2年)で構成しており、グループの基本方針や基本戦略、業務執行に関わる重要事項の決定・承認及び業務執行の監督を実施、原則月1回定例開催しております。取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮するため、経験や専門性が異なる多様な取締役で構成し、かつ過半数を超える社外取締役を選任することで、経営監視機能を強化し、経営の客観性を維持してまいります。

当事業年度開催の取締役会(臨時取締役会含む)は19回で、決議案件については96件の上程があり、中長期経営計画【炎のスクラム】の承認、事業活動における重要案件の決定、借入等の資金繰りに関する決議、拠点の設立や閉鎖の決議等を行っております。また、報告案件(定例報告含む)についても55件の上程があり、取締役会決議後の案件の執行状況報告や各委員会からの報告を受け、対応すべき内容については事業本部や各拠点への周知も含めて改善等を指示しております。

② 監査等委員会

監査等委員会設置会社で、4名の監査等委員(うち、社外取締役3名)で構成しております。取締役の職務執行の組織的監査を担い、取締役の職務執行の適法性のみならず、妥当性まで監査する権限を有しております。また、株主総会において監査等委員である取締役以外の指名・報酬について意見を述べるができることから、取締役の指名(選任・解任案)の審議、取締役報酬の妥当性について取締役会への答申や取締役会の実効性評価についての役割も担っております。

当事業年度開催の監査等委員会(臨時取締役会含む)は14回で、47件の議案の上程があり、取締役候補者についての意見や同意を行ったほか、取締役会実効性評価についての公表案の採択の実施、労災報告に対する取締役会への改善の提言等を行っております。また、第5期定時株主総会に際し、剰余金の配当に係わる対応の不備等が発生した際には調査を行い、外部調査委員会による調査報告書を受領し、当社の見解について取締役会に報告いたしました。

取締役の指名・報酬(監査等委員会の役割)

【指名】

- ◆取締役選任・解任案を審議し、取締役会へ答申いたします。
- ◆最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画の策定及び運用状況を審議し、取締役

会へ答申いたします。

【報酬】

◆代表取締役が取締役に提示する取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬水準及び指標、個人別基本報酬額等の案の妥当性を審議し、取締役会へ答申いたします。

取締役の社内・社外構成

	取締役会	監査等委員会
社内取締役	3名（監査等委員1名を含む）	1名
社外取締役	5名（監査等委員3名を含む）	3名
取締役に占める社外取締役の割合	62.5%	75.0%

③ 内部監査部門

当社グループの内部監査の体制は、監査等委員会の直轄組織として監査室を設置しており、「グループ内部監査基本規定」に則し、当社及びグループ会社に対して年間監査計画（各部門の監査サイクルは2年に1回）に従い業務の適正性・効率性や内部統制の状況について内部監査を実施しております。

当事業年度においては、部内教育の取り組み状況を重点監査項目とし、40部門を対象に監査を実施し、指摘件数は36件ありましたが、2024年4月に36件全ての改善が完了しております。また、財務報告に係る内部統制の監査についても「グループ内部統制基本規定」等に基づき、当社及び当社グループ会社に対して内部統制システム及び業務プロセスの整備・運用状況の評価を実施しております。なお、これらの監査結果については、代表取締役並びに監査等委員会に報告するとともに、年に1回取締役会にも報告を行っております。

④ 会計監査人

仰星監査法人（住所：大阪府中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング）

⑤ 審議機関

グループの審議機関であるグループ執行役員会は、取締役（社外取締役含む）、執行役員（技監含む）、主要事業会社の取締役などで構成しております。「グループ責任権限規定」に則し、月1回定例開催、経営執行の審議を行い、取締役会及び代表取締役の意思決定を補佐しております。なお、当社の執行役員制度は委任型執行役員制度を導入しており、その任期は1年です。

当事業年度開催のグループ執行役員会は12回で、審議案件51件、報告案件10件が上程され、設

備投資や内製化等の案件の審議を行いました。また、審議中の指摘事項及びそれに対する担当部門からの回答を取締役会資料に付すことで、取締役会及び代表取締役の円滑な意思決定に必要な情報を提供しております。

⑥ グループ各社

当社傘下の事業会社（主要3社）及び事業会社以外のグループ会社で構成しております。現在当社グループでは、国内5拠点、海外拠点17拠点を展開しております。

⑦ グループ委員会

<コンプライアンス委員会>

当社グループでは、社会から信頼される企業を目指し「グループコンプライアンス規定」を定め、必要に応じて適宜コンプライアンス委員会を招集しております。また、CSR（企業の社会的責任）については、社会の公器としての基本方針と傍業仲間達が社会人として心掛けるべき行動指針を定め、公正明大な企業活動を遂行しております。当委員会では、この活動の管理監督の役割を担っております。

当事業年度においては、ハラスメント対策についてのコンプライアンス委員会を1回開催いたしました。また、担当部門によるグループコンプライアンスに関する社内教育を1回実施しております。

<チーフオフィサーリスクマネジメント委員会>

当社グループでは、「グループリスクマネジメント規定」に則し、リスクの洗い出しとその軽減に向けた取り組みを行う仕組みで運用しております。当委員会で重要リスクを特定し、当該リスク低減に向けた施策の展開を図ります。

当事業年度においては、チーフオフィサーリスクマネジメント委員会を3回開催し、2028年度の中長期経営計画の実効性を高めるために今後検討が必要と想定する項目を21個設定いたしました。その中でリスクプライオリティが高いと評価された10項目を抽出し、今後、本委員会を通じて各機能本部との連携を深めながら、中長期経営計画の実現に向けて具体的なKPIを立てて管理を行ってまいります。

<サステナビリティ委員会>

当社グループでは、「グループサステナビリティ運用規定」に則し、当社グループのサステナビリティの達成目標を定め、主要な取り組みや重要業績評価指標（KPI）等の活動に関する計画を立案し、活動の進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行う仕組みを運用しており

ます。当委員会で当社グループのサステナビリティの活動の重要性を傍楽仲間達やステークホルダーに対して教育等を行います。

当事業年度におけるサステナビリティ委員会の開催はありませんでした。進行期は社内外から多様な人材を迎え、当社グループを取り囲む外部環境における社会要請や変化に対して未来志向のシナリオを展開しながらサステナビリティの重要課題を特定したうえで、適宜分科会を設置してサステナビリティ活動を積極的に推進していく予定です。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO 兼グループCEO	小 野 有 理	ダイヤゼブラ電機株式会社 代表取締役社長CEO ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長CEO ゼブラ電子株式会社 代表取締役社長CEO
取締役	吉 田 彗佳志	大東プレス工業株式会社 相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会 理事職 一般社団法人大阪金属プレス工業会 相談役
取締役	岡 本 岳	岡本・豊永法律事務所 共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力及び 弁護士業務妨害対策委員会 委員 近畿弁護士会連合会民事介入暴力及び 弁護士業務妨害対策委員会 委員 パイオ・サイト・キャピタル株式会社 社外取締役 大盛化工株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	古 川 雅 和	なし
取締役(監査等委員)	宮 本 和 俊	なし
取締役(監査等委員)	笠 間 士 郎	なし
取締役(監査等委員)	入 江 正 孝	ダイヤゼブラ電機株式会社 監査役 ダイヤモンド電子株式会社 監査役 ダイヤクラフト株式会社 監査役
取締役CCO	長谷川 純	内部統制担当、安全担当 ダイヤクラフト株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)入江正孝氏は常勤となります。監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、選定しております。
2. 取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 笠間士郎氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役吉田彗佳志氏、同 岡本岳氏、取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏は、社外取締役であります。なお、吉田彗佳志氏、岡本岳氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
4. 当社は、取締役吉田彗佳志氏、同 岡本岳氏、取締役(監査等委員)古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。(2024年4月1日現在)

なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

藤 木 一 郎	専務執行役員COO(Chief Operating Officer)
空 本 豊	専務執行役員CAO(Chief Administrative Officer)
森 信太郎	プリンシパルフELLOW(専務級)CTO(Chief Technology Officer)
徳 原 英 真	専務執行役員CFO(Chief Financial Officer)ダイヤクラフト収益構造改革担当
西 川 勇 介	常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer) 兼 調達本部長 兼 社長室長
阿 部 賢一郎	執行役員CQO(Chief Quality Officer) 品質保証本部長
遠 藤 伸	執行役員 社長室特命室長、ALL Diamonds経済圏担当・グローバルサプライチェーン脱構築担当
森 下 浩 二	執行役員 お客様接点創造室長 兼 グループ営業本部長 兼 自動車機器本部長
宮 城 康 夫	執行役員 エネルギーソリューション本部長 ES技術本部長
山 口 桂 一	上席技監 点火燃焼技術本部長
東 谷 恵 市	上席技監 電子技術本部長
植 嶋 寛 一	技監 グループ工場長
藤 井 孝 治	技監 点火燃焼技術本部長補佐
吉 川 雅 一	技監 品質保証本部長補佐

② 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の報酬額の決定に関する方針を定めておりますが、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会で決議いただいた譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬の導入に伴い、取締役の報酬体系、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセスについて改定を行っております。決定方針の内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の報酬等の額について、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の金銭報酬の額を年額500百万円以内、監査等委員である取締役4名の金銭報酬の額を年額70百万円以内とすることをご承認いただいており、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名並びに監査等委員である取締役4名につき、上記の金銭報酬の枠内で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給すること及び上記の金銭報酬とは別枠として業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いただいております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

2) 取締役の報酬体系

ア. 取締役報酬は、固定報酬（「金銭報酬」）及びインセンティブ報酬（「株式報酬」：譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成する。

イ. 「固定報酬」である「金銭報酬」は毎月支給され、「インセンティブ報酬」の内、「譲渡制限付株式報酬」は、定時株主総会終了後一定の時期に付与され、役位、職責等に応じて、他社水準、従業員給与水準を考慮しながら、その報酬額や付与する株式の数を総合的に勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内（うち社外取締役4百万円以内）とし、これを原資として譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役1,600株以内）とする。

一方、「業績連動型株式報酬」は、役位、職責、当社の経営戦略・事業環境等を踏まえ、また、同業種、同規模企業の動向等を参考として当社が定める株式給付規

定に従い、毎事業年度の業績等に応じて各取締役に付与するポイント数（付与ポイント算定指標：①営業利益額、②ROE（自己資本利益率）、③TSR（株主総利回り）、④ROC（営業利益額÷CO₂排出量））に相当する株式等を、毎年一定の時期に信託を通じて付与する。

ウ．当社の報酬構成の割合については、次のとおりとする。

「金銭報酬」：「譲渡制限付株式報酬」：「業績連動型株式報酬」＝1：0.8～1：0～2

3) 取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセス

ア．取締役会は、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）について、監査等委員会に報酬体系及び役位別報酬基準の見直し、個人別の報酬の妥当性の検討等を委嘱する。

イ．代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案の妥当性を諮問し、答申を得た後に、代表取締役に個人別の固定報酬額の決定を委任する。代表取締役は、当該答申内容を踏まえ、役位、職責、在任年数等を総合的に考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個人別の固定報酬額を決定する。

ウ．代表取締役は、上記イ．により決定された個人別の固定報酬額を踏まえて、取締役（監査等委員、社外取締役を含む。）に対する「譲渡制限付株式」の個人別の割当数（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案を諮問し、答申を得るものとする。取締役会は、当該答申内容を踏まえ、個人別の割当数を決定する。

エ．取締役会は、取締役（監査等委員、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の評価指標や付与ポイント等を定める株式給付規定（案）については、その妥当性を監査等委員会に諮問し、答申を得たうえで、制定、改定を行う。

オ．重大な不正・違反行為等が発覚あるいは発生した場合、会社は監査等委員会への諮問を経て、当該取締役に対し、報酬受益権の没収、又は支給済みの報酬の一部の返納や付与済み株式の一部を無償取得するため、報酬の返還を請求する場合がある。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

ア. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 小野 有理

イ. 委任された権限の内容・理由等

当社は、代表取締役に対して、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）の策定及び監査等委員会からの答申を踏まえた個人別の固定報酬額の決定を委任しています。

決定権限の委任においては、当社の経営環境や業績、従業員給与水準等を総合的に俯瞰したうえで、取締役の管掌業務の職責、経歴等から判断する必要があることから、代表取締役が適任であると判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うと判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容につき、取締役会から委任を受けた代表取締役が当社の業績や各取締役の職責等を踏まえて案を作成し、その妥当性につき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った監査等委員会からの答申を踏まえて決定していることから、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

(業績連動型株式報酬制度における業績指標を選定した理由)

事業継続の基本となる「営業利益」に加え、更なる企業価値の向上や社会貢献を目指すため「ROE（自己資本利益率）」、「TSR（株主総利回り）」、「ROC（営業利益÷CO₂排出量）」の評価指標を選定しております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人員数 (人)
		金銭報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	79 (14)	65 (14)	14 (0)	- (-)	4 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (12)	29 (11)	2 (0)	- (-)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	111 (26)	94 (25)	16 (0)	- (-)	8 (5)

※業績連動報酬については、目標とする業績指標2023年度営業利益30億円以上を達成いたしませんでした。

④ 社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

1) 取締役 吉田彦佳志氏

当事業年度開催の取締役会19回のうち14回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。

2) 取締役 岡本岳氏

当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

3) 取締役（監査等委員） 古川雅和氏

当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、議案及び審議に関し、金融に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、財務会計の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

4) 取締役（監査等委員） 宮本和俊氏

当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、議案及び審議に関し、品質管理に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、TQC (Total Quality Control)の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

5) 取締役（監査等委員） 笠間士郎氏

当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、議案及び審議に関し、財務会計の専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、経営管理の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約等の内容の概要

1) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

2) 補償契約の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を含む。）と当社との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。

3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

なお、当該契約は2024年12月に同内容での更新を予定しております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である米国ダイヤモンド電機、ハンガリーダイヤモンド電機、中国ダイヤモンド電機（蘇州）、中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）、インドダイヤモンド電機、タイダイヤモンド電機、インドネシアダイヤモンド電機（販売）、インドネシアダイヤモンド電機（製造）、タイダイヤゼブラ電機、中国ダイヤゼブラ電機（上海）、ベトナムダイヤゼブラ電機、インドクラフト、タイクラフトは、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。
また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
 - 2) 当社及び当社子会社の「経営理念」及び「経営計画書」を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社長直下のグループ横断の会議等を通じて周知を図り、企業倫理規範の実践に取り組む。
 - 3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「グループコンプライアンス・ポリシー」、「グループコンプライアンス規定」を制定し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、「グループ内部通報制度規定」を制定し、当社及び当社子会社の傍楽仲間達等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定するとともに、CFO (Chief Financial Officer) を設置し、業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。
 - 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。
 - 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理（電磁的記録を含む）につき、「グループ秘密情報管理規定」及び「文書管理規定」に従い、適切に処理する。
 - 2) また、「グループ秘密情報管理規定」に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、電子情報セキュリティに関する規定を作成し、情報を適切に管理及び保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
 - 3) 取締役、監査等委員会及び内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、「グループリスクマネジメント規定」を制定し、年2回、チーフオフィサーリスクマネジメント委員会を開催して、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画及び年度方針について進捗管理するために、当社子会社及び各拠点から月次報告書や週次報告書で状況を報告する。
- 2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会を経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
- 3) 経営と業務執行を分離するとともに、「グループ責任権限規定」に基づき、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。
- 4) 当社子会社においても、「グループ責任権限規定」に基づき、職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 「経営理念」及び「経営計画書」に則して当社子会社関連の規定類の見直しを行う。
- 2) 当社事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。また、全拠点に対して業務監査を実施する。
- 3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。「グループ経営要綱」に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき傍楽仲間達を置くことを求めた場合には、監査等委員会付担当者を置くこととし、当該担当者の人事及び評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役会からの独立性の確保及び当該傍楽仲間達に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役及び傍楽仲間達は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
 - 3) 取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類をいつでも閲覧できるものとする。
 - 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び傍楽仲間達に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 定例取締役会及び臨時取締役会を開催している。また、定期的に全拠点監査を行っている。「グループコンプライアンス規定」に則してコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを協議している。外部弁護士及び法務部門を窓口とするグループ内部通報制度を導入し、通報者の保護を図っている。監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針の運用状況を定期的に評価し、モニタリングしている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 社内の情報システム上で、取締役が「グループ責任権限規定」に基づく決裁事項に関して必要な承認を行う体制を構築し、その情報を管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- リスクの監視項目について、取締役会で定期的に報告されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会において、中期計画や年度計画の進捗状況を確認している。執行役員会が定期的に開催され、「グループ責任権限規定」に従い、各拠点において業務執行が行われている。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
週次報告書及び月次報告書にて各拠点から報告が上がってくる体制をとり、取締役会で情報が共有されている。また、指導強化のために海外を含めた各拠点に専任担当者が配置されている。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会付担当者が配置されている。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
「グループ内部通報制度規定」において内部通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを明記し、通報窓口の連絡先（社内・社外）の周知等を含め、定期的に内部通報制度を含むコンプライアンス教育が行われている。

2024年3月期の監査手続きに時間を要したことなどから、当社の監査法人の監査報告書の受領が遅延しておりましたが、2024年6月3日に会社法監査に係る監査報告を無限定適正意見として当社会計監査人より受領いたしました。

本社管理体制及び連結子会社・各拠点の経理財務管理体制の強化については重要な経営課題と認識しており、今後、決算業務の適正化に向けて適切に対処してまいります。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

特段定めておりません。

会社の最高意思決定機関は株主総会であり、その機関の決定及び付託を受けて行われるのが企業経営であります。ゆえに買収防衛策については定めておりません。

なお、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、当社取締役会では買収提案に応じるか否かを含め既存の株主価値が毀損されぬよう、買収提案者に対して買付行為や対価等の条件の妥当性に関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の株主価値及び企業価値の向上に寄与するものであるかどうかについて評価及び検討し速やかに当社の見解を示すこと、あるいは状況に応じて買収提案者との交渉や株主への代替案の提示を行うことといたします。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

資本政策の基本方針として以下のとおり定めております。

- ① 収益力を維持・向上させることが重要であると考えており、社員一人当たり付加価値生産性を高めることで収益性を高め、自己資本の充実を図ります。
- ② 株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ります。

この方針に則して、剰余金の配当は、連結当期純利益に対する2025年における配当性向25%以上を目標とし、今期以降もそれに向かって利益還元を実施したいと考えております。また、自己株式の取得についても、株主に対する有効な利益還元の一つと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

(注) 本事業報告のなかの記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。持株比率については、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

以上

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	52,742	流動負債	55,183
現金及び預金	8,097	支払手形及び買掛金	10,002
受取手形	483	電子記録債務	5,818
売掛金	14,275	契約負債	4,832
電子記録債権	809	短期借入金	20,222
有価証券	60	1年内償還予定の社債	270
商品及び製品	5,275	1年内返済予定の長期借入金	5,787
仕掛品	1,453	リース債務	659
原材料及び貯蔵品	17,356	未払金	2,241
その他	4,933	未払法人税等	525
貸倒引当金	△3	賞与引当金	524
固定資産	29,290	製品保証引当金	429
有形固定資産	20,541	製品補償引当金	2,250
建物及び構築物	6,275	その他	1,619
機械装置及び運搬具	5,383	固定負債	16,568
土地	3,646	社債	830
建設仮勘定	3,766	長期借入金	12,576
その他	1,469	リース債務	1,540
無形固定資産	654	長期未払金	82
のれん	27	退職給付に係る負債	473
その他	627	資産除去債務	227
投資その他の資産	8,094	繰延税金負債	698
投資有価証券	2,935	長期前受収益	124
長期貸付金	15	その他	15
繰延税金資産	667	負債合計	71,752
退職給付に係る資産	177	(純資産の部)	
その他	4,519	株主資本	7,509
貸倒引当金	△220	資本金	1,236
		資本剰余金	8,142
		利益剰余金	△198
		自己株式	△1,670
		その他の包括利益累計額	2,631
		その他有価証券評価差額金	44
		為替換算調整勘定	2,513
		退職給付に係る調整累計額	74
		非支配株主持分	138
		純資産合計	10,280
資産合計	82,032	負債・純資産合計	82,032

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		93,334
売上原価		80,797
売上総利益		12,536
販売費及び一般管理費		12,306
営業利益		230
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	25	
為替差益	1,467	
補助金収入	36	
持分法による投資利益	95	
その他	185	1,841
営業外費用		
支払利息	556	
支払手数料	98	
その他	103	758
経常利益		1,313
特別利益		
固定資産売却益	14	
受取補償金	98	
その他	20	133
特別損失		
固定資産売却損	76	
固定資産除却損	2	
投資有価証券評価損	220	
減損損失	60	
製品補償引当金繰入額	1,710	
関係会社債権放棄損	35	
その他	45	2,151
税金等調整前当期純損失		704
法人税、住民税及び事業税	991	
法人税等調整額	176	1,167
当期純損失		1,871
非支配株主に帰属する当期純利益		25
親会社株主に帰属する当期純損失		1,897

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
2023年4月1日 残高	1,236	10,330	△375	△1,685	9,505			
連結会計年度中の変動額								
資本剰余金から利益剰余金への振替		△2,074	2,074		—			
剰余金の配当		△113		14	△98			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,897		△1,897			
自己株式の取得				△0	△0			
自己株式の処分				0	0			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)								
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,187	176	14	△1,996			
2024年3月31日 残高	1,236	8,142	△198	△1,670	7,509			
	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
2023年4月1日 残高	△7	1,346	△64	1,273	9	114	10,903	
連結会計年度中の変動額								
資本剰余金から利益剰余金への振替							—	
剰余金の配当							△98	
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△1,897	
自己株式の取得							△0	
自己株式の処分							0	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	51	1,167	138	1,358	△9	24	1,372	
連結会計年度中の変動額合計	51	1,167	138	1,358	△9	24	△623	
2024年3月31日 残高	44	2,513	74	2,631	—	138	10,280	

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

21社

・主要な連結子会社の名称

ダイヤゼブラ電機株式会社

ダイヤモンド電機株式会社

ダイヤモンド電子株式会社

ゼブラ電子株式会社

ダイヤクラフト株式会社

米国ダイヤモンド電機

ハンガリーダイヤモンド電機

中国ダイヤモンド電機（蘇州）

中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）

インドダイヤモンド電機

タイダイヤモンド電機

韓国ダイヤモンド電機

インドネシアダイヤモンド電機（販売）

インドネシアダイヤモンド電機（製造）

タイダイヤゼブラ電機

中国ダイヤゼブラ電機（上海）

ベトナムダイヤゼブラ電機

インドクラフト

タイクラフト

メキシコダイヤゼブラ電機

他1社

2023年6月9日付でメキシコダイヤゼブラ電機を設立したため連結の範囲に含めております。

なお、香港田淵電機有限公司は2023年8月18日付で清算終了し、Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.は2024年1月29日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 ルクセンブルクダイヤモンド電機
ベトナムダイヤモンド電機
他1社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・ 主要な会社等の名称 韓国トランス株式会社
煙台東山電機有限公司
江西碧彩ゼブラ電機有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 ルクセンブルクダイヤモンド電機
ベトナムダイヤモンド電機
他1社
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
ハンガリーダイヤモンド電機	12月31日	※1
中国ダイヤモンド電機（蘇州）	12月31日	※1
中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）	12月31日	※1
中国ダイヤゼブラ電機（上海）	12月31日	※2
タイクラフト	1月31日	※1
メキシコダイヤゼブラ電機	12月31日	※1

※1：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

持分法適用会社の江西碧彩ゼブラ電機有限公司は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。また、持分法適用会社の韓国トランス株式会社及び煙台東山電機有限公司の決算日は12月31日であり、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券……………原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法

のもの……………（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

棚卸資産……………国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、また在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産除く）

国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置及び車両運搬具	2年～13年
工具、器具及び備品	2年～15年

無形固定資産（リース資産除く）

・ 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- 製品保証引当金……………製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。
- 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と認められる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

I. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

II. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

III. 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車機器事業、エネルギーソリューション事業、電子機器事業を事業三本槍として自動車機器、電子制御機器の製造販売を行っており、国内外の自動車、電気機器メーカーを主要顧客としております。

これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されていると判断していることから、通常は引渡時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね60日以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

エネルギーソリューション事業の販売には、顧客に対する有償保証期間内の保証サービスの提供が含まれており、製品の引渡と保証サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務としております。保証サービスは履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じた均等按分により収益を認識し、保証期間の未経過分については、契約負債として計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務

III. ヘッジ方針

「為替リスク管理規定」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

I. グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

II. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を含む。）、委任型執行役員及び技監並びに主要なグループ会社（ダイヤモンド電機株式会社及びダイヤモンド電機株式会社をいう。）の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	20,541百万円
無形固定資産	654百万円
減損損失	60百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については管理会計において、資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎としております。

当社グループは、減損の兆候が識別され、減損の認識が必要と判断される資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方の金額を採用しています。

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画等を基礎として算定しています。

当該中期事業計画には、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでおりません。

当該主要な仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、事業環境等の変化により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(2) 製品補償引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品補償引当金 2,250百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。特に、自動車の市場回収措置（リコール）に関する引当金は、過去に当社連結子会社が製造した部品を組み込んだ自動車の不具合に対して客先が修理対応を行った場合に、当社グループが負担することが合理的に見込まれる金額に基づき計上しております。

この見積りにおいては、対象となる車両台数、1台あたりの修理単価及び修理費用についての当社グループの負担率に基づいて将来予想される発生見込額を算定しております。

これらの見積りには不確実性が含まれており、見積りの前提条件の変化によって実際の負担額が異なる場合には、製品補償引当金の計上金額を見直す可能性があります。

3. 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

(1) 取引の概要

当社は、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会の決議により、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、委任型執行役員及び技監に対して、業績連動型株式報酬制度として「役員向け株式給付信託」を導入いたしました。

また、本総会において本役員向けの承認可決を条件に、当社及び主要な当社グループ会社の社員（部長格以上）を対象に導入を予定しておりました業績連動型インセンティブ制度として「社員向け株式給付信託」を導入いたしました。

上記の業績連動型株式報酬制度及び業績連動型インセンティブ制度は、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,646百万円、720,000株、当連結会計年度末1,631百万円、720,000株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している有形固定資産

建物及び構築物	743百万円
機械装置及び運搬具	504百万円
土地	2,296百万円
現金及び預金（定期預金）	200百万円
売掛金	1,156百万円
原材料及び貯蔵品	99百万円
合計	5,000百万円

上記有形固定資産のうち工場財団^(注)に供している資産

建物及び構築物	248百万円
機械装置及び運搬具	405百万円
土地	427百万円
合計	1,082百万円

担保に係る債務

短期借入金	2,187百万円
長期借入金	963百万円
（1年内返済予定の長期借入金を含む）	
合計	3,151百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

45,710百万円

(3) 財務制限条項

① 株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 2018年3月期末日から2020年3月期末日までにおける連結損益計算書に記載される売上高の金額を、債務者が提出した2017年3月20日付「事業計画書」に示される売上高の、それぞれ90%（2018年3月期）、80%（2019年3月期）、70%（2020年3月期）を維持すること。

借入実行残高

250百万円

② 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更又は借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高

399百万円

③ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高

3,000百万円

④ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- III. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。(但し、2023年3月期末日を除く。)

借入実行残高

7,649百万円

⑦ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とコミット型シンジケートローン契約（サスティナビリティ・リンク・ローン）を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2024年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

サスティナビリティ・リンク・ローンの総額	2,000百万円
借入実行残高	1,888百万円
差引額	112百万円

⑧ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行10行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。

II. 2025年3月期第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。

III. 2024年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
差引額	－百万円

⑨ 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社は株式会社三菱UFJ銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。

II. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高	1,200百万円
--------	----------

当社は前連結会計年度末において、一部の借入金について財務制限条項に抵触しました。ただし、期限の利益喪失については権利行使をしない旨の同意又は権利行使の猶予を各金融機関より受けております。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触しておりません。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 受取補償金

自動車用部品のお客様の生産計画一部変更による補償金を計上したことによるものであります。

(2) 関係会社債権放棄損

当社の非連結子会社であるベトナムダイヤモンド電機に対する債権放棄によるものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 9,128,001株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	113	12.5	2023年3月31日	2023年8月2日

(注) 2023年6月23日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	113	利益剰余金	12.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金9百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び公的機関からの借入により資金を調達しております。受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、資金調達に係る流動性のリスクにおいては、各事業部からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保及び緊急の資金需要に対応するために、取引銀行とコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額184百万円）は「投資有価証券」に含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	60	60	△0
②その他有価証券	744	744	—
資産計	805	805	△0
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	1,100	1,081	△18
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	18,364	18,122	△241
(3) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	2,199	2,235	36
負債計	21,663	21,439	△223

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券	744	—	—	744
資産計	744	—	—	744

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的債券	—	60	—	60
資産計	—	60	—	60
社債	—	1,081	—	1,081
長期借入金	—	18,122	—	18,122
リース債務	—	2,235	—	2,235
負債計	—	21,439	—	21,439

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を地域別に分解しております。

分解した売上高と報告セグメントの関係は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			計	その他	合計
	自動車機器 事業	エネルギー ソリューション 事業	電子機器 事業			
日本	5,828	19,918	14,162	39,909	592	40,501
米国	13,289	—	331	13,621	—	13,621
欧州	1,943	—	7,716	9,659	—	9,659
中華人民共和国	2,408	—	5,155	7,564	—	7,564
アジアその他	9,403	2,734	9,068	21,205	781	21,987
顧客との契約から生じる収益	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金型成型事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高 (2023年4月1日)	期末残高 (2024年3月31日)
契約負債	4,209	4,832

(注) 契約負債の増減は、主としてエネルギーソリューション事業において、顧客に対し有償保証期間内の保証サービスを提供したことによる前受金の受取り（契約負債の増加）と時の経過による収益認識（契約負債の減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1年以内	945
1年超2年以内	572
2年超3年以内	486
3年超	2,828
合計	4,832

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,211円21銭

1株当たり当期純損失

226円59銭

(注) 当社グループは、業績連動型株式報酬制度及び業績連動型インセンティブ制度を導入しており、当該制度に係る信託が所有する当社株式は、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数

720,000株

期中平均の当該自己株式の数

720,000株

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、第5回及び第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。

1. 募集の概要

本新株予約権の概要は以下のとおりであります。

(1) 割 当 日	2024年6月12日
(2) 新株予約権の総数	20,000個 第5回新株予約権：10,000個 第6回新株予約権：10,000個
(3) 発 行 価 額	総額2,120,000円 第5回新株予約権1個当たり113円 第6回新株予約権1個当たり99円
(4) 当該発行による潜在株式数	2,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも633円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	1,705,120,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第5回新株予約権:当初行使価額704円 第6回新株予約権:当初行使価額1,000円 ① 第5回新株予約権 第5回新株予約権の行使価額は、2024年6月13日に初回の修正がされ、以後毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とします。）に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。行使価額が修正される場合、行使価額は、当該修正日に先立つ5連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます（但し、当該金額が当該修正日の前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%（0.1円未満切上げ）の金額（以下「参照価額」といいます。）を下回る場合、参照価額とします。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額及び参照価額の両方が下限行使価額である633円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>なお、本新株予約権割当後の各取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。</p> <p>② 第6回新株予約権</p> <p>第6回新株予約権の行使価額は、1,000円です。</p> <p>行使価額は当社取締役会において行使価額を修正する旨の決議がなされた場合には当該決議日を初回として修正がされ、以後毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とします。）に修正が行われます。行使価額が修正される場合、当該修正日に先立つ5連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます（但し、当該金額が参照価額を下回る場合、参照価額とします。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額及び参照価額の両方が下限行使価額である633円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができません。</p> <p>また、本新株予約権割当後の各取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p>
(8) 権利行使期間	<p>2024年6月13日（当日を含む。）から2026年6月12日（当日を含む。）までとします。</p>
(9) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,614	流動負債	17,753
現金及び預金	87	短期借入金	12,125
有価証券	60	1年内償還予定の社債	250
前払費用	48	1年内返済予定の長期借入金	5,199
未収入金	3,904	未払金	147
関係会社短期貸付金	10,084	未払費用	21
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,412	その他	10
その他	15	固定負債	10,129
固定資産	18,661	社債	750
投資その他の資産	18,661	長期借入金	9,367
投資有価証券	368	繰延税金負債	11
関係会社株式	11,665	負債合計	27,883
出資金	0	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	6,607	株主資本	6,411
その他	20	資本金	1,236
		資本剰余金	6,516
		資本準備金	4,579
		その他資本剰余金	1,937
		利益剰余金	329
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	324
		繰越利益剰余金	324
		自己株式	△1,670
		評価・換算差額等	△18
		その他有価証券評価差額金	△18
		純資産合計	6,393
資産合計	34,276	負債・純資産合計	34,276

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		856
営業費用		1,005
営業損失		149
営業外収益		
受取利息	269	
受取配当金	7	
為替差益	672	
その他	0	949
営業外費用		
支払利息	137	
支払手数料	96	
その他	0	233
経常利益		566
特別利益		
関係会社清算益	161	161
特別損失		
関係会社株式評価損	197	
投資有価証券評価損	59	257
税引前当期純利益		471
法人税、住民税及び事業税	142	142
当期純利益		329

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年4月1日 残高	1,236	5,579	3,125	8,704	4	△2,078	△2,074
事業年度中の変動額							
資本剰余金から利益剰余金への振替		△1,000	△1,074	△2,074		2,074	2,074
剰余金の配当			△113	△113			
当期純利益						329	329
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	△1,000	△1,187	△2,187	－	2,403	2,403
2024年3月31日 残高	1,236	4,579	1,937	6,516	4	324	329

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
2023年4月1日 残高	△1,685	6,181	△28	△28	9	6,162
事業年度中の変動額						
資本剰余金から利益剰余金への振替		－				－
剰余金の配当	14	△98				△98
当期純利益		329				329
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			10	10	△9	0
事業年度中の変動額合計	14	229	10	10	△9	230
2024年3月31日 残高	△1,670	6,411	△18	△18	－	6,393

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

原価法

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、ブランド料及び受取配当金となります。経営指導料及びブランド料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を含む。）、委任型執行役員及び技監並びに主要なグループ会社（ダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社をいう。）の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	11,665百万円
関係会社貸付金	18,104百万円
関係会社株式評価損	197百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理（減損処理）しております。

また、関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

財政状態が悪化した関係会社の投融資の評価にあたっては、将来の事業計画等を基礎として、株式の実質価額の回収可能性や貸付金の回収可能性を判定しております。

以上の方針に基づいて関係会社投融資の評価を行った結果、当事業年度において関係会社株式評価損を197百万円計上しております。

関係会社投融資の評価に用いる事業計画には、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該主要な仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、事業環境等の変化により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上する可能性があります。

3. 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

ダイヤモンド電機株式会社の金融機関からの借入に対する保証	1,200百万円
米国ダイヤモンド電機の金融機関からの借入に対する保証	2,239百万円
米国ダイヤモンド電機のリース債務に対する保証	179百万円
ハンガリーダイヤモンド電機の金融機関からの借入に対する保証	163百万円
中国ダイヤモンド電機（蘇州）のリース債務に対する保証	126百万円
インドネシアダイヤモンド電機（製造）のリース債務に対する保証	428百万円
タイダイヤモンド電機の金融機関からの借入に対する保証	1,037百万円
ダイヤモンド電子株式会社の金融機関からの借入に対する保証	1,017百万円
ゼブラ電子株式会社のリース債務に対する保証	251百万円
ダイヤクラフト株式会社の金融機関からの借入に対する保証	539百万円
合計	7,182百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,412 百万円
短期金銭債務	130 百万円

(3) 財務制限条項

① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更又は借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高 399百万円

② 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高

3,000百万円

③ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- III. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。(但し、2023年3月期末日を除く。)

借入実行残高

7,649百万円

④ 当社は、株式会社三菱UFJ銀行を引受人とし、第1回無担保社債を発行しておりますが、当該社債には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、引受人の要求に基づき、社債を一括償還することがあります。

I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額を2期連続して下回らないこと。

II. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

社債残高

1,000百万円

⑤ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とコミット型シンジケートローン契約（サスティナビリティ・リンク・ローン）を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。

II. 2024年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。

III. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

サスティナビリティ・リンク・ローンの総額

2,000百万円

借入実行残高

1,888百万円

差引額

112百万円

⑥ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行10行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2025年3月期第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
差引額	—百万円

当社は前事業年度末において、一部の借入金について財務制限条項に抵触しました。ただし、期限の利益喪失については権利行使をしない旨の同意又は権利行使の猶予を各金融機関より受けております。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触しておりません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	856百万円
一般管理費	318百万円
営業取引以外の取引高	269百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	755,182株
------	----------

(注) 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託財産として(株)日本カストディ銀行が保有する株式720,000株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	344百万円
未払費用	6百万円
未払事業税	11百万円
関係会社株式評価損	1,382百万円
株式報酬費用	83百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	1,833百万円
評価性引当額	△1,833百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	11百万円
繰延税金負債合計	11百万円

繰延税金負債の純額	11百万円
-----------	-------

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ダイゼブラ電機株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取(注1)	539	未収入金	1,307
				業務委託料の支払(注2)	318	未払金	116
				利息の受取	68	未収利息	19
				資金の貸付(注3)	3,133	関係会社短期貸付金	7,583
				被債務保証(注4)	25,762	関係会社長期貸付金	1,050
				貸付金の回収(注3)	283	—	—
				利息の受取	45	未収利息	10
子会社	ダイヤモンド電機株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	資金の貸付(注3)	200	関係会社短期貸付金	1,260
				被債務保証(注4)	26,567	関係会社長期貸付金	2,393
				貸付金の回収(注3)	882	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	672
				債務保証(注5)	1,200	—	—
				債務保証(注5)	1,017	—	—
子会社	ダイヤモンド電子株式会社	直接 86.3	経営管理 当社役員の兼任	債務保証(注5)	1,017	—	—

種類	会社名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ゼブラ電子株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	利息の受取	22	未収利息	0
				資金の貸付(注3)	100	未収入金	795
				被債務保証(注4)	2,000	関係会社短期貸付金	100
				貸付金の回収(注3)	1,850	—	—
				債務保証(注5)	251	—	—
子会社	ダイヤクラフト株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	債務保証(注5)	539	—	—
子会社	米国ダイヤモンド電機	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	債務保証(注5)	2,419	—	—
子会社	ハンガリーダイヤモンド電機	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	債務保証(注5)	163	未収入金	1,012
子会社	中国ダイヤモンド電機(蘇州)	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	利息の受取	41	未収利息	25
				資金の貸付(注3)	199	関係会社短期貸付金	1,042
				債務保証(注5)	126	関係会社長期貸付金	541
						1年内回収予定の関係会社長期貸付金	551
子会社	インドネシアダイヤモンド電機(製造)	間接 98.6	経営管理 当社役員の兼任	利息の受取	46	未収利息	56
				資金の貸付(注3)	339	関係会社長期貸付金	856
				債務保証(注5)	428	—	—
子会社	タイダイヤモンド電機	直接 99.9	経営管理 当社役員の兼任	利息の受取	25	未収利息	24
				資金の貸付(注3)	826	関係会社長期貸付金	1,452
				債務保証(注5)	1,037	—	—
子会社	ベトナムダイヤゼブラ電機	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	配当金の受取	213	—	—

- (注) 1. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として、双方協議のうえ合理的に決定しています。また、ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。
2. 業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
3. ダイヤゼブラ電機株式会社、ダイヤモンド電機株式会社、ゼブラ電子株式会社、中国ダイヤモンド電機（蘇州）に対しては運転資金として貸付を行っております。タイダイヤモンド電機及びインドネシアダイヤモンド電機（製造）に対しては運転資金及び設備投資資金として貸付を行っております。
4. 当社の金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。
5. ゼブラ電子株式会社、米国ダイヤモンド電機、中国ダイヤモンド電機（蘇州）及びインドネシアダイヤモンド電機（製造）のリース債務に対して、債務保証を行っております。また、ダイヤモンド電機株式会社、ダイヤモンド電子株式会社、ダイヤクラフト株式会社、米国ダイヤモンド電機、ハンガリーダイヤモンド電機及びタイダイヤモンド電機の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
6. 上記金額のうち、国内連結子会社においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。また、海外連結子会社においては取引金額及び期末残高ともに消費税等は含まれておりません。

9. 収益認識関係に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	763円54銭
1株当たり当期純利益	39円31銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「10. 注記事項（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 川 泰 広
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月27日開催の取締役会において、第5回及び第6回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所	
指定社員 業務執行社員	公認会計士 許 仁 九
指定社員 業務執行社員	公認会計士 西 田 直 樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士 大 川 泰 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月27日開催の取締役会において、第5回及び第6回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
なお、連結海外子会社の決算監査に遅滞が生じたことについて、既に取り締役会は再発防止に向けた取り組みを始めております。監査等委員会は再発防止策の実施状況について監視監督してまいります。その他には、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員	入江	正孝	㊞
監査等委員	古川	雅和	㊞
監査等委員	宮本	和俊	㊞
監査等委員	笠間	士郎	㊞

(注) 監査等委員 古川雅和、宮本和俊、並びに笠間士郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会（継続会）会場ご案内図



開催
場所

大阪府大阪市淀川区野中南2-1-5
大阪市淀川区民センター
TEL: 06-6304-9120

開催
日時

2024年7月24日(水曜日)
午前10時

交通のご案内

阪急十三駅 西出口より北へ 徒歩7分

※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

DEダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

大阪府大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
TEL (06)6302-8211 <https://www.diaelec-hd.co.jp/>